

議案第29号

天理市都市計画審議会条例の一部改正について

天理市都市計画審議会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

天理市都市計画審議会条例（昭和44年10月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 第1項第3号に掲げる者につき任命された委員は、やむを得ない理由により第6条第1項に規定する会議に出席できないときは、その者の職務を代理する者を代理者として当該会議に出席させることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。